

## 「電気・電子・情報通信およびその関連分野」と「情報および情報関連分野」の 再編及び経過措置について

2011年12月2日

一般社団法人日本技術者教育認定機構

### 1. 分野の再編と受審分野の選択について

2008年12月に情報専門教育を中心とする教育プログラムの国際相互承認の枠組みとしてソウル協定が発足したことにより、ワシントン協定が対象としていない情報系プログラムは、2010年度から「日本技術者教育認定基準（ソウル協定対応プログラム用）」により認定・審査を行い、新設した「ソウル協定対応プログラム」の認定種別に登録しています。

ワシントン協定に対応する情報系プログラムは、2010年度以降も従来の「情報および情報関連分野」あるいは「電気・電子・情報通信およびその関連分野」で審査、認定を行ってきましたが、2012年度の認定基準の改定を機に、これらの2つの分野を次の2つの分野に再編いたします。

「電気・電子及び関連の工学分野」

「電子情報通信・コンピュータ及び関連の工学分野」

ただし、経過措置として、従来の「情報および情報関連分野」と「電気・電子・情報通信およびその関連分野」も2012～2015年度の4年間継続し、この間に2010年度改定基準により受審するプログラムは、従来の分野あるいは再編後の分野のどちらでも選択できるようにいたしました。

この経過措置により2012～2015年度の4年間は、分野、適用基準及び分野別要件の組合せが以下の3通りとなり、申請にあたってその中の1つを選択していただくことになりました（申請書様式は2012年1月末までにホームページに掲載します）。

### 2. 分野と分野別要件の選択肢

2012～2015年度の4年間に受審するプログラムは、分野、適用基準及び分野別要件に関する以下の[A]、[B]、[C]3種類の組合せからどれか一つを選択してください。

なお、経過措置は2015年度に終了し、2016年度からは[C]の組合せだけとなる予定です。

#### [A]

- 分野 : 従来の分野
- 適用基準 : 2010年度改定基準
- 分野別要件 : 従来の分野別要件（下記URL）

「電気・電子・情報通信およびその関連分野」

「情報および情報関連分野」

[http://www.jabee.org/public\\_doc/download/?docid=89](http://www.jabee.org/public_doc/download/?docid=89)

[B]

分野 : 再編後の分野

適用基準 : 2010 年度改定基準

分野別要件 : 再編後分野用分野別要件 (下記 URL)

「電気・電子及び関連の工学分野」

[http://www.jabee.org/public\\_doc/download/?docid=82](http://www.jabee.org/public_doc/download/?docid=82)

「電子情報通信・コンピュータ及び関連の工学分野」

[http://www.jabee.org/public\\_doc/download/?docid=83](http://www.jabee.org/public_doc/download/?docid=83)

[C]

分野 : 再編後の分野

適用基準 : 2012 年度改定基準

分野別要件 : 2012 年度改定基準の「個別基準」第 5 条に定める (下記 URL)

「電気・電子及び関連の工学分野」

「電子情報通信・コンピュータ及び関連の工学分野」

[http://www.jabee.org/public\\_doc/download/?docid=88](http://www.jabee.org/public_doc/download/?docid=88)

以上